

鳥取県山村における挙家離村と人口流出について

国 歳 真 臣

(昭和53年5月31日受理)

はじめに

1. 二部落の概況および産業構造

2. 過疎化と村落構造

2.1. 諸鹿部落と人口流出

2.2. 角谷部落と挙家離村

結語

は じ め に

鳥取県東南部を占める八頭郡のなかで、その東部、八東川上流域に位置するのが若桜町である。この若桜町は、古くは宿場町、交通の要所、地方物資の集散地として発展してきた。また、この町は総面積200.15km²におよぶ実に広大な面積を有しているが、その約90パーセント以上は山林によって占められており、耕地はわずかに6パーセントにすぎず、しかもその耕地すらも標高200～500mの高地に存在しているのである。

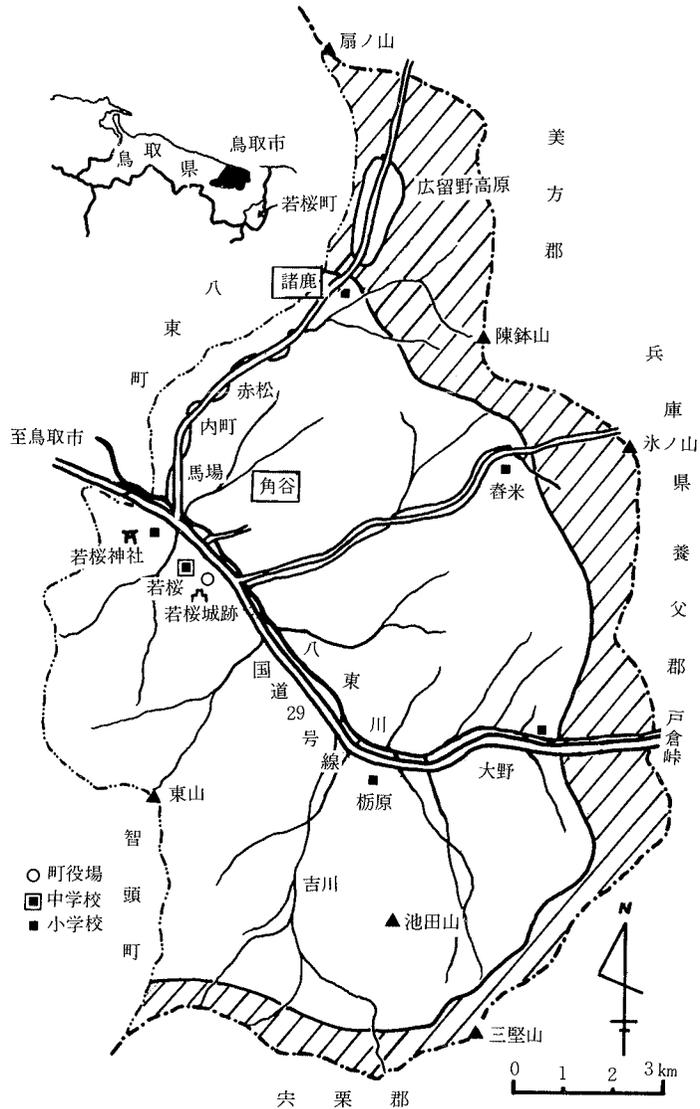
ところで今日、この若桜町においても山村の共通の現象である、いわゆる「過疎化」の波が押し寄せてきており、特に昭和30年代以降の高度経済成長と都市化の影響を受けて、人口の流出、挙家離村による世帯数の減少、さらには部落の解体、消滅等の現象が拡大してきている。たとえば、昭和22年の世帯数1782戸、人口9497人から昭和35年の世帯数1907戸、人口9616人へと増加の傾向をみせていたにもかかわらず、昭和45年から50年の5年間には、逆に世帯数は1857戸から1785戸と約5パーセントの減少、人口数においては8455人から7443人と約12パーセントという激しい減少率を示している。なかでも交通の不便な山村の人口減少は急激なものがある。こうした山村は、いずれも急峻な山岳地帯と厳しい気候条件のもとに置かれた辺境の地で、従来生産力の低い自給的農業を主体に林業や諸種の副業を営んできた代表的過疎地域である。

さて過疎化がこの山村地域の生産、生活諸機能、居任意識へ与える影響は実に大なるものがある。つまり村落を基本的に規定してきた村落共同体の機能が、急激な人口および戸数の減少によって低下し、生産と生活を維持するための基礎的な条件が崩壊しつつあるのである。たしかに共同体の基

盤にたって新しい村落再編成に成功した村落も存在する。しかし若桜町の山村の場合には「解体化」が必至であるとも思える。そこでこの小論において、山村の構造的変化を明らかにするために近年挙家離村の続出した角谷部落と、挙家離村率こそ低いが人口減少の顕著な諸鹿部落を比較検討することにより、過疎化と村落構造の相互連関、とくに過疎化を含む変動が村落構造におよぼした影響について考察してみたい。(1)

1. 二部落の概況および産業構造

〈第1・1図八頭郡若桜町略図〉



先づ角谷部落は、来見野川の支流である角谷川の上流域に位置し、若桜より約3kmの地点に存在する。角谷部落は古来行政単位としては「赤松」に属し、「赤松」は、角谷、馬場、内町、赤松の四小字部落により構成されていた。上記略図より明白なように、赤松、内町は来見野川沿いに、馬場、角谷は角谷川流域に位置している。

ところで角谷部落は、さらに「角谷」、「寺所」という二小部落から構成されており、角谷川の上流下流にそれぞれ存在してきた。しかし、近年大量に挙家離村現象が「角谷」に生じ、現在は「寺所」に8戸のみ残存しているにすぎない状態になり、その結果角谷という部落名は消滅し、若桜町大字赤松小字寺所となっている。ちなみにこれら大字「赤松」を構成する四部落の戸数変化をみると、角谷部落以外には戸数の減少はみられず、むしろ増加しており、事実角谷部落からの挙家

表1・1 「赤松」部落の戸数変化

| 年度 | 小字 | | | |
|-------|------|------|------|------|
| | 角 谷 | 赤 松 | 内 町 | 馬 場 |
| 昭和35年 | 24 戸 | 15 戸 | 15 戸 | 13 戸 |
| 40 | 23 | 17 | 15 | 13 |
| 45 | 19 | 17 | 15 | 13 |
| 50 | 8 | 17 | 18 | 16 |

若桜町役場資料

離村者の一部が移住してさえいるのである

さてこの角谷部落の主たる生業は、戦前においては稲作、養蚕、炭焼きを基盤とし、農閑期に林業労務に従事していた。ところが戦後、薪炭、生糸の需要の減少により薪炭業、養蚕業に代わるものとして梨栽培が登場してきた。すなわち、戦前においては「米プラス養蚕」が主流を形成し、ついで「米プラス薪炭」が主流を占めるようになり、昭和30年代に入って「米プラス梨」という形態をとるようになったのである。ところで角谷部落の生産基盤である耕地面積は、水田1319a、畑101a、樹園地372aであり、一戸当り平均耕地面積は水田69.4a、畑5a、樹園地26.6aとなっている。⁽²⁾また就業状況は、元来専業農家しか存在しなかったようであるが、昭和45年のセンサスによると、第Ⅰ種兼業農家12戸、第Ⅱ種兼業農家7戸から構成されている。

他方諸鹿部落は、若桜より来見野川を約6kmさかのぼった標高約400mの地点に存在する典型的山村部落である。この部落へは、若桜から約25分の道のりを一日四往復のバス運行しか交通の便はなく、地理的にも孤立した部落であるといえよう。

諸鹿部落は現在55戸、人口209人（昭和52年7月現在）の小部落であり、そのうち1975年の農業センサスにおいて農家と見なされている世帯は23戸であり、しかもその一戸当りの経営耕地面積は26a、平均山林経営面積189aと極めて零細規模であることを示している。この零細性の結果、大部

分の農家は第Ⅱ種兼業農家であり、その兼業の内容は営林署の林業労務に従事するものが大半を占めており、他に恒常的な賃労働に従事しているものが弱貫存在している程度である。この営林署の林業労務が開始されたのは昭和28年頃からであり、それ以前の諸鹿部落の主たる生業としては薪炭業が存在していたといわれる。しかるにそれが戦後エネルギー革命により衰退していったことを考え合わせると、営林署の林業労務による収入こそ、戦後の諸鹿部落存続のための貴重な経済的基礎を構成してきたとみてよい。

以上、両部落について概括してみたが、次にそれぞれの生産力構成を表1・2においてみることにより比較検討してみたい。

表1・2 諸鹿部落・角谷部落の生産力構成（昭和45・50年）

| | | Ⅰ. 農家数 | | Ⅱ. 耕地条件 | | Ⅲ. 機械所有台数 ※2 (1戸当り) | Ⅳ. 労働力 | | Ⅴ. 農産物販売額※3 | |
|-------|-----|----------|-------------|--------------|--------|---------------------------|------------|--------|-------------|-----------|
| | | 総農家戸数 | 専業農家率 ※1 | 1戸当り 耕地面積 | 水田率 | | 一家当り農業従事者数 | | 50万以上 | ナシ及び5万円未満 |
| | | | | | | | 総数 | 農業主体者数 | | |
| 昭和45年 | 全国 | 5341844戸 | 15.6% | 95.6 a | 59.6 a | 0.62台 | 2.9人 | 1.9人 | 33.3% | 25.0% |
| | 山陰 | 145180 | 11.2 | 74.3 | 72.4 | 0.60 | 2.9 | 1.8 | 30.5 | 17.6 |
| | 鳥取県 | 56663 | 12.0 | 79.8 | 67.1 | 0.65 | 3.1 | 1.9 | 38.5 | 20.3 |
| | 若桜町 | 560 | 3.8 | 56.6 | 70.1 | 0.53 | 2.9 | 1.5 | 12.9 | 36.8 |
| | 諸鹿 | 34 | 3.0 | 26.1 | 69.9 | 0.5 | 2.5 | 1.0 | 3.0 | 91.0 |
| 昭和50年 | 角谷 | 18 | 0 | 89.4 | 64.3 | 0.98 | 2.8 | 2.1 | 67.0 | 0 |
| | 鳥取県 | 53582 | 34.7 | 77.3 | 66.9 | 1.9 | 3.0 | 1.6 | 41.5 | 19.9 |
| | 若桜町 | 803 | 15.9 | 47.7 | 72.6 | 4.6 | 3.0 | 1.2 | 16.1 | 40.9 |
| | 諸鹿 | 24 | 13.0 | 39.5 | 84.3 | 1.1 | 3.4 | 1.0 | 12.0 | 88.0 |
| | 角谷 | 8 | 75.0 | 104.1 | 69.2 | 4.5 | 3.8 | 2.6 | 100.0 | 0 |

昭和45年 世界農林業センサスにより集計

昭和50年 1975年農業センサスにより集計

※1. 昭和50年には一種兼業農家を含めた。

※2. 昭和50年には、耕運機以外のセンサス記載の全機械数。

※3. 昭和50年は、70万円以上と7万円未満とに分類した。

先づ、農村の生産力構成の中心をなす耕地条件であるが、諸鹿部落の場合先述したごとく経営耕地面積は、昭和45年一戸当り26.1 a、昭和50年一戸当り39.5 aと比較的恵まれていない山陰若桜町にあっても類をみない零細性を示している。同時に、この事実が第Ⅱ種兼業農家しか存在させえない必然性を明示しているといえる。そしてこの零細な耕地条件が耕運過程の再編＝機械化を規制しており、上表に見られるがごとき機械所有台数の低さをもたらしているのである。この点からみても諸鹿部落の場合には、農業生産力構造の再編は不可能とみていいであろう。このことを顕著に示

すものとして労働力条件がある。すなわち、一戸当り農業従事者数および農業主体者数は、鳥取県平均、若桜町平均に比較してもはるかに低く、農業村落として存在することは極めて困難になってきている。そのことは、昭和45年に34戸存在した農家世帯が、昭和50年には24戸と減少していることから明白であり、この傾向はより一層加速度を増していくことは確実である。しかも、第Ⅱ種兼業農家として最低基準とも思える「農産物販売額5万円以上」を示す農家自体が、わずかに12パーセントしか存在しないことから、諸鹿部落がすでに「生産者村落」から「消費者村落」に転化していることは明白である。この点については、過疎化との関連において後述する。

一方、角谷部落は諸鹿部落に比較してはるかに生産力構成は高いといえよう。すなわち、一戸当り経営耕地面積89.4aは、耕地条件に恵まれていない山陰鳥取においては極めて高いものであり、当然の結果として耕耘機の普及＝機械化も全国的にも極めて進んでおり、生産力構成の再編もそれなりに行われたとみてよい。たしかに専業農家こそ存在しなくなったが、第Ⅰ種兼業農家が多数を占めていること、また農産物販売額においても、ほとんどの農家が百万円以上の農家の位置づけをもっていること等からみても、上記の過程を進行させたとみていいだろう。この点をさらに次表1・3により具体的にみてみよう。

表1・3 角谷部落の農林産物販売金額別・経営耕地別農家数

| 昭和45年 | | 販売なし | 7万円未満 | 7～30万円 | 30～70万円 | 70～100万円 | 100～150万円 | 150～200万円 | 200～300万円 | 計 |
|------------|--------|-------|-------|--------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 農産物販売金額別農家 | 経営耕地面積 | 3反未満 | | 1 | | | | | | 1 |
| | | 3～5 | | 1 | | | | | | 1 |
| | | 5～7 | | 2 | | 1* | | | | 3 |
| | | 7～10 | | | 2** | 1* | 1* | 1* | 1* | 6 |
| | | 10反以上 | | | | | 3** | 4** | 1* | 8 |
| | | 計 | 0 | 0 | 4 | 2 | 2 | 4 | 5 | 2 |
| 林産物販売金額別農家 | 所有山林面積 | 5反未満 | | | | | | | | |
| | | 5反～1町 | 2 | | | | | | | 2 |
| | | 1～3 | | | | | | | | |
| | | 3～5 | 3 | | | | | | | 3 |
| | | 5～10 | 3 | 1 | 1 | | | | | 5 |
| | | 10～15 | | | 1 | 2 | | | 2 | 5 |
| | | 15～20 | | | | | 1 | | 1 | 2 |
| | | 20町以上 | | | 1 | | | 1 | | 2 |
| | 計 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | | 1 | 3 | 19 |

1970 農林業センサス

* 梨栽培農家

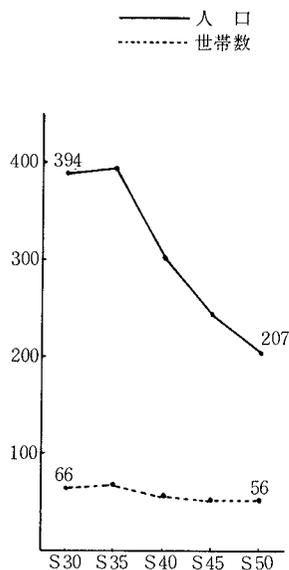
この表より特に顕著なことは、先づ農産物販売金額百万円以上の農家が11戸（57.9パーセント）

存在することおよびこの百万円以上の農家がいずれも7反以上の耕地面積を有し、しかも梨栽培を行なっているということである。これにたいして、70万円未満の販売金額農家6戸のうち5戸は米作一本であり梨栽培を行なっておらず、かつ耕地面積7反未満であるという点である。すなわち、角谷部落の場合、たしかに生産力構成を全体として把握すると相対的に高いといえるが、現実には、経営耕地規模の零細な米作・兼業農家と経営耕地規模の大なる梨栽培・米作農家との間には相当な拡差が存在していることは明白である。また林産物販売別農家についても、その販売額70万円以下の農家が14戸にもものぼり、しかも経営耕地面積と山林所有面積規模が正の相関をなしていることを考慮すると、角谷部落の生産力構成の再編成過程は農民層の両極分化を必然化しての結果であることが分る。このことが挙家離村といかに関連しているかという点について検討しなければならないが、次項において、角谷部落の挙家離村世帯を在村世帯と比較することにより明らかにしたい。

2. 過疎化と村落構造

2.1. 諸鹿部落と人口流出

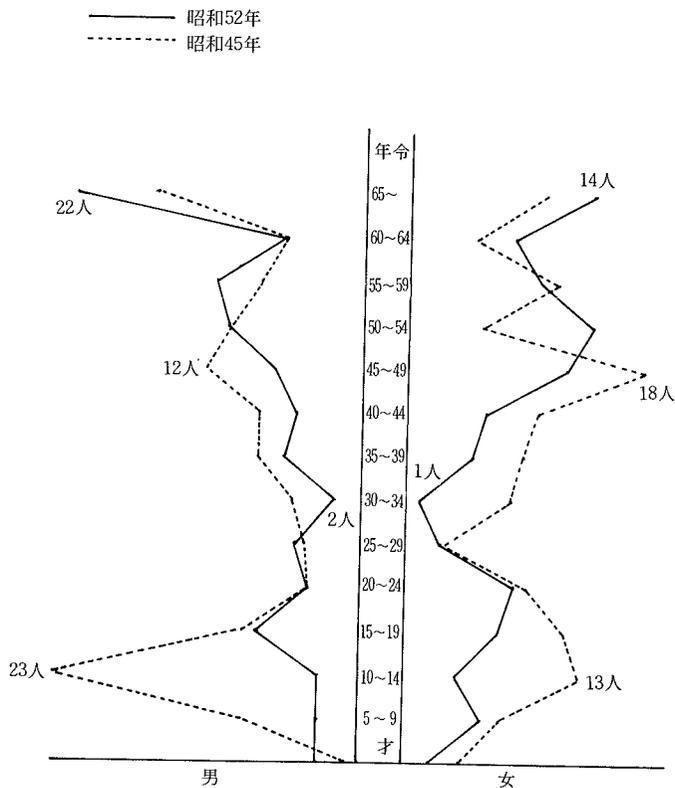
図2.1-1 諸鹿部落の人口・世帯数の推移



上図は、諸鹿部落の人口・世帯数の推移を国勢調査資料により図式化したものである。昭和30年から昭和50年の20年間に187人減少し、その減少率は実に47.5パーセントという高い数字を示している。一方戸数の変化をみると、同じく20年間に10戸の減少であり、その減少率は15.2パーセ

ントであり、戸数減少率は山村としてはさほど高くないといってよい。この点に関して、江戸末期から戦前までの諸鹿部落の戸数推移を現存する若干の史料により見てみると、寛政6年には70戸、文久3年には55戸、明治15年53戸、大正11年45戸、大正15年50戸、昭和27年60戸となっており、ほぼ50戸前後を保持してきたことが推察出来る。この歴史的過程のうち、寛政6年より文久3年の15戸減少という事実は多分天保飢饉をはじめとする飢饉によるものであろうし、明治15年より大正11年にかけての減少は戦争による減少および戦後恐慌による離村と考えられる。ともかく人口の減少率に比較すれば、戸数の減少率はそれほど顕著なものではなく、この点より諸鹿部落は人口流出型の過疎化段階といえる。

図2・1-2 諸鹿部落の年令階層別人口構成



ところで、諸鹿部落の人口減少をより内容的に検討するために、国勢調査報告による昭和45年の年令階層別人口と今回の聴取り調査によるものとを比較図式化したものが上図である。この図により明白なことは、昭和45年においては未だ過疎山村に特有の「ひょうたん型」の人口曲線を維持しており、20才より30才という若年層および後継者層の流出が顕著であったのに対し、昭和52年にお

いてはその歪みが一層進行し、幼年層特に10才以下の人口の激減と65才以上の高令者層の激増が顕著になったことである。その結果、「ひょうたん型」というよりむしろ「さかづき型」という絶望的な人口構成が現出するに至っている。

このような諸鹿部落の急激に進行している人口構成の歪みは、一方では極度の出生率の低下によるものであり、他方では特に若年労働人口の部落外への転出の激増を示すものであるといえよう。この人口流出現象は、わが国の高度経済成長の時期と一致して顕在化しはじめたことも事実である。しかし同時に考えねばならないのは、「外部＝平地資本のがわからなさされるブル要因とともに、山村のがわにおける内部的なブツシュ要因の存在であろう。すなわち、平地のがわから働きかける吸引作用のほかに、山村が共同体結束によって隠ぺいしてきた不安定要因からも惹起されるという側面」⁽³⁾である。そこで諸鹿部落の共同体結合について、土地所有状況、労働状態、通婚関係等々によって検討してみたい。

表2・1-1 諸鹿村の田畑所有と荒地状況

| | | 諸鹿所有 | | 諸鹿荒地所有 | |
|-----|---|-----------|---------|---------|--------|
| 畠合計 | | 3町3反4畝9歩 | | 5反7畝7歩 | |
| 田合計 | | 1町 24歩 | | 4反1畝2歩 | |
| 畠合計 | | 2町3反3畝15歩 | | 1反6畝5歩 | |
| | | 田 | 畠 | 田 | 畠 |
| 実数 | 下 | 4反7畝23歩 | 7反7畝16歩 | 2反8畝27歩 | 1反1畝3歩 |
| | 中 | 4反3畝11歩 | 1町1畝5歩 | 1反 29歩 | 4畝5歩 |
| | 上 | 9畝20歩 | 5反4畝24歩 | 1畝6歩 | 27歩 |
| 百分率 | 下 | 47.4% | 33.2% | 70.4% | 68.6% |
| | 中 | 43.0 | 43.3 | 26.7 | 25.8 |
| | 上 | 9.6 | 23.5 | 2.9 | 5.6 |

宝永2年(1705年) 諸鹿村田畑手引帳

元禄8年(1695年) 諸鹿村田畑御改帳

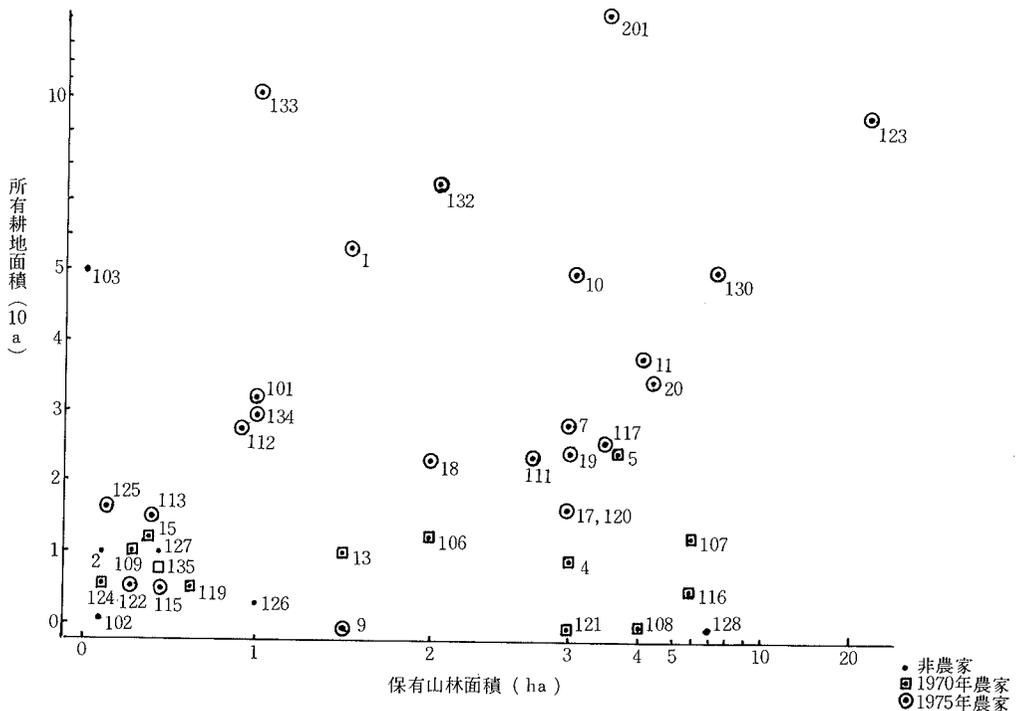
表2・1-1は、宝永2年の「諸鹿村田畑手引帳」と元禄8年の「八東郡諸鹿村田畑御改帳」により諸鹿部落の江戸時代における田畑所有面積およびその荒地状況を図表化したものである。この表より明白なことは、先づ第一に、諸鹿部落の田の面積が畑面積の2分の1しか存在しなかったことであり、また中田(畑)、下田(畠)が大部分であり、上田は全体のわずか9.6パーセントしかなく、上畠を加えても19パーセントにすぎなかったということである。すなわち、この事実から過重労働・低生産性を特徴とする山村像が浮びあがってくる。さらにこの点については、田畑の荒廃の数字からも推測出来る。つまり3町3反4畝9歩のうち5反7畝7歩の田畑は荒廃しており、その荒廃率は17.1パーセントであるが、そのうえ上記の畠の2分の1しかない田のうち34パーセントが荒廃しており、その零細性はますます極まったものであったと推察出来る。さらに宝永2年の「諸鹿村

田畑手引帳」によると、一戸当りの平均所有面積は1反1畝28歩であり、農家戸数28戸のうち1反未満の所有者が15戸（54パーセント）も存在していた。そして明治20年の「諸鹿村地租下調帳」によると、一戸当りの平均所有面積は7畝3歩と減少し、かつ1反未満の所有者は51農家のうち41戸と全体の82パーセントに増大している。つまり約180年の間に田畑総面積はさほど変化しなかったにもかかわらず「血縁分解」による農家戸数増大が起きたということであろう。そしてこの土地の細分化こそが、生産性の低い土地を村落成員全員で共有するという意味をもち、共同体の結合への強化の役割をはたしたと推察出来る。事実後述するように、諸鹿部落全戸が親類関係になるという婚姻関係にみられる無階層意識にもこの点が考慮出来るであろう。

なお、諸鹿部落は零細経営の農林業を補うために薪炭業によって生計をたてていたといわれる。しかし戦後のエネルギー革命により薪炭業は衰退し、それに代わって、昭和28年より現在の兼業の主体である営林署への林業労務が始まり、現在に至っている。

さて、こうした「連続と変化」の上に立った諸鹿部落の人口流出を生産関係のなかで分析してみる。

図2・1-3 諸鹿部落における各戸の所有耕地および保有山林面積



先づ諸鹿部落の現在の耕地および山林面積の所有状況についてみてみたい。上図は保有山林面積と所有耕地面積の相関関係を図式化したものである。⁽⁴⁾この図によると、諸鹿部落においては所有耕地面積5反以上の農家は7戸しか存在せず、そのうち1戸は現在非農家世帯であるゆえ、5反以上の農家は6戸(11パーセント)しか存在しないことになる。また山林所有面積においても5町以上所有する家は5戸しか存在せず、3町未満の所有層が78.3パーセント、3町から5町未満の所有層が15.2パーセントになっており、その零細性は実に顕著なものがある。しかも山林所有面積5町以上で所有耕地面積5反以上の家はわずかに2戸しか存在していない。この零細農林業の実態を顕著に明示するものとして次の表2・1-2をみってみる。

表2・1-2 経営耕地面積別・農作物販売金額別農家数

| | | ナシ | 7万円未満 | 7~30万 | 30~70万 | 70~100万 | 100~150万 | 150~200万 | 200~300万 | 300~500万 | 計 |
|---------|------|----|-------|-------|--------|---------|----------|----------|----------|----------|----|
| 45 年 | 0~1反 | 9戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 9 |
| | 1~3 | 10 | 3 | | | | | | | | 13 |
| | 3~5 | 5 | 3 | | | | | | | | 8 |
| | 5~7 | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 7~1町 | | | 2 | | | | | 1 | | 3 |
| | 1町以上 | | | | | | | | | | 0 |
| 50 年 | 0~1反 | 3 | | | | | | | | | 3 |
| | 1~3 | 12 | | | | | | | | | 12 |
| | 3~5 | 5 | | | | | | | | | 5 |
| | 5~7 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | 7~1町 | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 1町以上 | | | | | | | | | 2 | 2 |

農林業センサス

この表は、諸鹿部落における農家世帯の農業生産物による収入をみたものである。それによると、農産物の「販売なし」の農家が、昭和45年には24戸(70.1パーセント)も存在し、「7万円未満」の農家をも含めると31戸(91.2パーセント)の高率となる。そして逆に100万円以上の農家はわずかに1戸(⑳)しか存在しない。さらに昭和50年においても上記1戸に、開拓地「広留野」において長年の苦労が実った農家、⑬⑭の2戸が加わるにすぎない。こうした事実は、諸鹿部落においては自家農林業のみに依存して生活できる農家はほとんど存在せず、結局兼業主体に生活せざるを得ないことをしめしている。そこでこのような零細な生産条件下の諸鹿部落の農家の兼業就業状況について述べてみたい。

表2・1-3 専兼別農家数と兼業の種類（諸鹿部落）

| 45年 | 計 | 第Ⅱ種兼業農家 | | | | | | |
|----------------|-------|--------------------|---------|------------------|---------------------------------|-----------------------|--------|------------------|
| | | 兼業従事者 | | | | 兼業の内容 | | |
| | | 世帯 主あ つ ぎ | 世帯 主 | あ と つ ぎ | そ の 他 の 世 帯 員 | 恒 常 的 勤 務 | 出 稼 | 日 雇 人 夫 |
| 経営 耕地 面積 | 3反未満 | 9 | 2 | 7 | | | 1 | 8 |
| | 3～5 | 14 | | 12 | 2 | | 1 | 12 |
| | 5～7 | 7 | 1 | 3 | 3 | | 1 | 6 |
| | 7～10 | 1 | | 1 | | | 1 | |
| | 10反以上 | 2 | | 2 | | | | 2 |
| | 計 | 33 | 3 | 25 | 5 | 0 | 3 | 2 |
| 所有 山林 面積 | 5反未満 | 5 | 1 | 4 | | | 1 | 4 |
| | 5反～1町 | 6 | | 6 | | | | 6 |
| | 1～3 | 12 | 1 | 12 | 2 | | 2 | 12 |
| | 3～5 | 5 | | 2 | 3 | | 1 | 4 |
| | 5～7 | 1 | | 1 | | | | 1 |
| | 7～10 | 1 | 1 | | | | | 1 |
| | 10町以上 | | | | | | | |
| 計 | 33 | 3 | 25 | 5 | 0 | 3 | 2 | 28 |

1970 農林業センサス

この表は第Ⅱ種兼業農家（諸鹿部落の場合、昭和45年のⅠ種兼業農家は1戸しか存在しない）の兼業従事者と兼業内容とを表わしたものである。昭和45年段階では、兼事従事の主体は世帯主であり、兼業の内容は、圧倒的に日雇・人夫という極めて不安定な形態の雇用労働が多く、90.9%という高率を示している。それに反して恒常的な勤務形態の雇用労働に従事しているものは、わずか3戸にすぎない。そして、この日雇・人夫というのは、ほとんどが営林署の山林労務であり、この薪炭業から営林署の山林労務への職業移動こそが、諸鹿部落における過疎を「人口流出」の段階にとどめてきた主要な原因ではないだろうか。

ところで、諸鹿部落においては、昭和50年の農業センサスによると農家数は24戸に減少し、第Ⅰ種兼業農家は3戸に増加している。そして兼業の内容において日雇・人夫が減少し10戸になっている。この理由としては、一つには兼業の種類が質的に変化したこと、もう一つには日雇・人夫兼業農家とその零細農業経営を放棄したことの二点が考えられる。この点については、次表2・1-4によって推察することが出来る。

表2-1-4 諸鹿部落における非農家の就業状況

| | 昭和45年 | | 昭和50年 | |
|-----------|-------|----|-------|----|
| | 世帯主 | 妻 | 世帯主 | 妻 |
| 営林署(日雇林業) | 7人 | 3人 | 14人 | 6人 |
| 常雇(店員・工員) | 4 | | 5 | |
| 常雇(事務) | 1 | | 1 | |
| 自家林業 | 4 | | 4 | |
| 年金 | 1 | 1 | 4 | 2 |
| 臨雇(工員) | | 12 | | 13 |
| 死・無職 | | 2 | 1 | 9 |
| 転出・不明 | 5 | 4 | 4 | 2 |

この表によって明白なように、昭和45年に比較して増加したものは、営林署勤務7戸と年金生活者3戸である。それゆえに、この表の数字が示すものは、零細経営農業を放棄する代りに、労働可能年令の間は山林労務に従事することにより諸鹿部落への在村を継続せんとする事実——換言すれば潜在的挙家離村志向者が増加したということであろう。すなわち、野尻重雄が指摘する⁽⁵⁾農業を〈家業〉として継承すべきものとする考え方＝「家の論理」（これこそが零細経営農家を結合させてきたものともいえるが）からの脱却といってもいい。そこで諸鹿部落において、この「家の論理」を支えてきたものとして本家分家関係と姻戚関係について概観してみたい。

元来山村は、「その劣弱な生産条件や厳しい自然条件に対して、人の和、家と家との結合でもって対処してきた」⁽⁶⁾と言われる。そしてわが国の村落においてこの家と家との結合は、現実には上下身分関係に基づく本家分家関係を中心とした同族関係と個人中心的で対等関係を原則とする親類組織とが相互規定的な連関をもちながら機能してきたといえる。この点について諸鹿部落の場合には、本家分家関係が現実に何らかの形で機能してきたと考えられるものは16組存在する。そのうち、系譜関係の相互認知が確認されたものは14組であった。⁽⁷⁾しかし、現在の日常生活における同族志向をみると、「本家をたてるべきである」とする考え方は24.3パーセントと極めて少なく、むしろ「普通の家同士のつきあいでよい」とする考え方が70.3パーセントと大半を占めている。⁽⁸⁾このことから諸鹿部落の同族関係はさほど重要な役割をもって展開されてきてはいないように思える。その原因としては、先述した諸鹿部落の零細な生産条件が挙げられよう。すなわち、本家分家間に階層的上下関係および生活優劣関係をもたらす物質的基盤が存在しなかったということであろう。このことは、諸鹿部落においては同族内での共有地・共有林がほとんど存在しないことから明白である。それゆえに、諸鹿部落においては従来からの比較的フラットな関係を基盤にして婚姻関係が成立し、その結果図2-1-4に示されるような全戸が親類関係によって結合されるという極めて強力な相互扶助関係が現実に機能してきたといえよう。しかもこの図から明白なように、全戸が親類

関係を結びながらも血族結婚は比較的少ない。これは、血統よりも全戸が家によって結合していることにより生じる日常生活における共同体結合・共属感情およびその結果としての精神的安定が求められたということであろう。もちろん、孤立し封鎖された山村という地域的特性がこうした結合を強化したことも否定出来ない。事実、昭和30年代まで圧倒的に部落内婚が優位を占めていたことは、通婚圏を検討してみると明白である。

表2・1-5 年代別通婚圏（婚入）

| | 年代 地域 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 計 |
|-------------|----------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| | | 1～9 | 10～19 | 20～29 | 30～39 | 40～52 | |
| 実 数 | 諸 鹿 | 14 ^人 | 17(2) ^人 | 22(3) ^人 | 15(5) ^人 | 5(4) ^人 | 86(14) ^人 |
| | 若桜町 | | | | 2(2) | 1(1) | 3(3) |
| | 八頭郡 | | 1 | | 2 | 7(4) | 10(4) |
| | 鳥取市 | | | | | 1(1) | 1(1) |
| | 鳥取県 | | | | 2(2) | 2(2) | 4(4) |
| | 他府県 | | 2 | | | 8(7) | 10(7) |
| | 計 | 14 | 20(2) | 23(3) | 21(9) | 24(19) | 114(33) |
| 百 分 率 | 諸 鹿 | 100% | 85% | 100% | 70% | 21% | 75.4% |
| | 若桜町 | | | | 10 | 4 | 2.6 |
| | 八頭郡 | | 5 | | 10 | 29 | 8.8 |
| | 鳥取市 | | | | | 4 | 0.9 |
| | 鳥取県 | | | | 10 | 9 | 3.5 |
| | 他府県 | | 10 | | | 33 | 8.8 |

() うち諸鹿に住んでいない者

表2・1-5は、昭和に入ってから通婚圏を年代別に図表化したものである。先づ第一に顕著なことは、村落内婚が75.4パーセントという高率を示していることであり、特に昭和30年以前においては94.6パーセントという通婚圏の封鎖性を示すような高い数字を提示している。第二に、部落外婚の場合には八頭郡内が86.8パーセントを占めているにもかかわらず若桜町との婚姻が少ない点である。第三に、部落外婚が顕著になるのは昭和40年以降であるが、これは他地域へ流出した者がその地で婚姻関係を結んだ結果であり、実質的に通婚圏の拡大に結びつかない点である。特に、この第三の点は廃村問題を考える場合重要な意味をもってくる。すなわち、本来一時的労働流出がその流出地で婚姻関係を成立させることにより、その一時性をそう失し、結果として後継者層の不帰村をもたらしてしまうからである。つまり、わが国の村落の婚姻においては、「同程度の家格」という要因が常に意識的にも潜在的にも作用してきたといえる。そのことは、既述したように、零細な土地所有による無階層性、経済的平等性が諸鹿部落において村落内婚を可能にし、かつ強度の村落内結合を維持させてきた事実となっているといえよう。しかしながら、同程度の兼業に依存した農業を継承することを前提とした「家の論理」自体が、後継者の転出→転出先での結婚→不帰村という図式

の成立によって、その規制力を必然的に弱体化させることになったと考えられよう。この点を後継者の転出状況を分析することにより検討してみる。

表2・1-6 転出先別・年度別・性別転出考数

| 年代 | 年度・性別 転出先 | 45年以前 | | 46年 | | 47年 | | 48年 | | 49年 | | 50年 | | 51年 | | 合計 | |
|--------|--------------|-------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|----|----|----|
| | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 二〇才未満 | 若桜町 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | 八頭郡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鳥取市 | 2 | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | 2 | 1 | | 5 | 2 |
| | 鳥取県 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 関西 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | | 1 | | 12 | 9 | |
| | 死亡 | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | | | | | | | 3 | 3 |
| | 計 | 5 | 2 | 3 | 2 | | 3 | 5 | 5 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | | 21 | 15 |
| 二〇～三〇才 | 若桜町 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 八頭郡 | 1 | | 2 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | 5 |
| | 鳥取市 | 1 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 2 | | 5 | 9 | |
| | 鳥取県 | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | 関西 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | 3 | 5 | |
| | 死亡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 4 | 1 | 4 | 1 | 5 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 9 | 20 | |

若桜町役場資料による

上表は、昭和45年から昭和51年までの転出者（20才未満・20～30才の二世帯）を、転出先別に図表化したものである。これによると、諸鹿部落の若年労働力が主に関西方面と鳥取市に流出していることが明白である。また、若い世代ほど関西方面に流出し、20代の労働力は、特に女子を中心に鳥取市内、八頭郡内に流出していることがわかる。もちろん女子の場合、結婚による転出も考えられるが、その場合でも、まず就業流出→結婚転出といったパターンをとっているようである。こうした流出の中でも、一番問題になるのが後継者の流出であろう。

表2・1-7 諸鹿部落後継者の

就業状況・帰村予定

| 就業状況 | 場所及び予定 | 就業場所 | | | | 帰村予定 | | | |
|------|--------|------|-----|-----|-----|------|----|----|----|
| | | 若桜町 | 八頭郡 | 鳥取市 | 他府県 | 帰村 | 離村 | 未定 | 小計 |
| 他出 | | 3 | 2 | 8 | 13 | 6 | 8 | 12 | 26 |
| 通勤 | | 4 | 3 | 7 | | | 11 | 3 | 14 |
| 自家農業 | | | | | | | | | 0 |
| 未就業 | | | | | | | | 7 | 7 |
| 計 | | 7 | 5 | 15 | 13 | 6 | 19 | 22 | 47 |

聴取調査による

左表は、後継者の就業状態を他出、通勤、自家農業、未就業の四分類することにより、その将来の予定を問うてみたものである。先づ第一に言えることは、他出者が65パーセントをしめており、そのうち帰村予定者が23パーセントしかないことであろう。第二に自家農業従事者が皆無であることである。未就業である学生層に対しても、親自身が希望するものは全て勤め人であり、ここに

も農林業兼業を主体とする山村共同体結合が、意識面においても、実態においても解体していることを示しているといえよう。第三に、現在在村の自宅通勤後継者のなかに、「家業」としての農業

を継ぐものが皆無という事実である。さらに、家業としての農林業を継がないにしても在村意志だけでも示しているものが、わずかに43パーセントしか存在していないことである。こうした点を考慮すると、たしかに諸鹿部落の場合、現在は人口過疎の段階にあるといえども、やがては挙家離村→廃村という過程をたどることは必然的といえよう。

2・2、角谷部落と挙家離村

表2・2-1 角谷部落の

戸数・人口推移

| | 戸数 | 人口 |
|--------|--------|--------|
| 昭和30 | 25戸 | 150人 |
| 35 | 24 | 144 |
| 40 | 23 | 137 |
| 45 | 19 | 101 |
| 50 | 8 | 42 |
| 50/30年 | △68.0% | △72.0% |

角谷部落は先述したごとく、昭和30年代の後半から挙家離村が始まり、40年代の後半には一種のなだれの離村現象を起し、昭和50年には遂に、左表にみられるように在村世帯8戸、人口40人に減少してしまった。そこで在来世帯（一世代以上その村に居住する世帯）の挙家離村実態を在村世帯と比較検討することにより、角谷部落における村落構造の変容をみてみたい。

先づ挙家離村が大量に発生する以前の村落構造の検討が必要であろう。そこで生産構造について1970年農業センサスを中心にみてみよう。次表は、角谷部落の就業構造を、山村の生産構造を特に規定する経営耕地面積および山林所有面積別に集計したものである。

表2・2-2 経営耕地面積別・山林所有面積別就業構成（角谷部落）

| 45年 | | 兼業従事者 | | | | | 兼業の種類 | | | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|---------|----------|----------------|--------|---------------|------|----------|--------|-------|---|--|
| | | | | | | | 雇用兼業農家 | | | | 自営兼業農家 | | | |
| | | 計 | 世帯 主あ つぎ | 世帯 主 | あと つぎ | その 他の 世帯 | 計 | 恒常 的 勤務 | 出稼 | 人夫 日雇 | 計 | 林業 | 他 | |
| | | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | % | % | % | % | % | % | |
| 第I種 兼業 農家 | 経営 耕地 面積 | 3反未満 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3～5 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5～7 | 1 | 1 | | | 1 | 100.0 | | | | | | |
| | | 7～10 | 3 | 1 | 2 | | 1 | | | 100.0 | 1 | 100.0 | | |
| | | 10反以上 | 8 | 2 | 4 | 2 | 3 | 33.3 | | 66.7 | 6 | 100.0 | | |
| | | 計 | 12 | 4 | 6 | 2 | 5 | 40.0 | | 60.0 | 7 | 100.0 | | |
| | | 山林 所有 面積 | 5反未満 | | | | | | | | | | | |
| | | 5反～1町 | | | | | | | | | | | | |
| | | 1～3 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3～5 | 1 | | 1 | | 1 | | | 100.0 | | | | |
| | 5～10 | 3 | 2 | 1 | | 3 | 33.3 | | 66.7 | 1 | 100.0 | | | |
| | 10～20 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 100.0 | | | 6 | 100.0 | | | |
| | 20町以上 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | |
| | 計 | 12 | 4 | 6 | 2 | 5 | 40.0 | | 60.0 | 7 | 100.0 | | | |

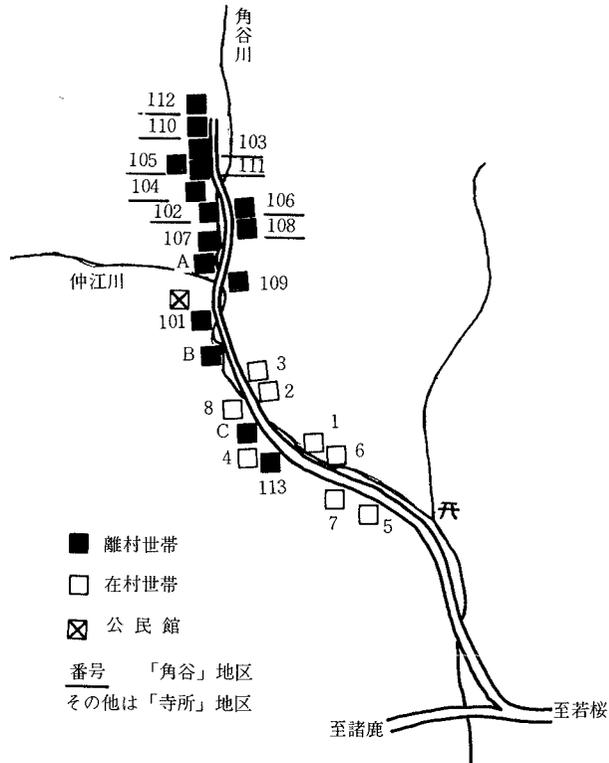
| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|-------|---|---|---|--|---|------|-------|------|-------|------|-------|--|
| 第Ⅱ種兼業農家 | 經營耕地面積 | 3反未満 | 1 | | 1 | | | 1 | 100.0 | | | | | |
| | | 3～5 | 1 | | 1 | | | 1 | | | 100.0 | | | |
| | | 5～7 | 2 | | 2 | | | 2 | 100.0 | | | 1 | 100.0 | |
| | | 7～10 | 3 | 2 | 1 | | | 1 | | | 100.0 | 1 | 100.0 | |
| | | 10反以上 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 7 | 2 | 5 | | | 5 | 60.0 | | 40.0 | 2 | 50.0 | 50.0 | |
| | 山林所有面積 | 5反未満 | | | | | | | | | | | | |
| | | 5反～1町 | 2 | | 2 | | | 1 | 100.0 | | | | | |
| | | 1～3 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3～5 | 2 | 1 | 1 | | | 2 | 60.0 | | 50.0 | | | |
| | | 5～10 | 2 | | 2 | | | 2 | 50.0 | | 50.0 | 1 | 100.0 | |
| | | 10～20 | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | 100.0 | |
| | | 20町以上 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 7 | 2 | 5 | | | 5 | 60.0 | | 40.0 | 2 | 50.0 | 50.0 | |

昭和45年 世界農林業センサス

この表によると、農家19戸のうち第Ⅰ種兼業農家が12戸（63.2パーセント）であり、しかも11戸までが7反以上の經營耕地面積および5町以上の山林面積を所有しており、若桜町においては有数の農家層に属しているといえよう。また、この第Ⅰ種兼業農家の兼業内容のみをみると、雇用兼業農家が5戸、自営兼業農家が7戸でしかもすべて林業に従事している。こうした点からみても、この第Ⅰ種兼業農家が角谷部落の上層農を構成していることは明白である。次に第Ⅱ種兼業農家は7戸（36.8パーセント）しか存在せず、前項の諸鹿部落における第Ⅱ種兼業農家率90パーセント以上とは好対照をなしている。しかも諸鹿部落とは異なり、その兼業内容は恒常的勤務がほとんどであり、諸鹿部落の人夫・日雇という不安定な就労形態が中心である兼業とは正反対であるといえよう。ただ、この雇用兼業に従事する主体が世帯主・後継者であることは、この角谷部落においても、農業の基幹的労働力が他産業に流出していたことを示している。しかし、昭和45年頃までの角谷部落は、農業中心の就業構造であったことは明白である。さらに表1・3の農産物・林産物の販売状況によって考察されたごとく、角谷部落は、經營耕地面積7反以上を所有し、米作プラス梨栽培の第Ⅰ種兼業農家層と、經營耕地面積5反以下で米作単営の第Ⅱ種兼業農家とに両極分解していたといえよう。

さて、こうした状況下の角谷部落における挙家離村の実態とその及ぼした影響についてみてみたい。

図2・2-1 角谷部落の住宅地図



角谷部落は住宅地図によって明白なように、角谷川にそって「寺所」「角谷」の二小集落からなっており、昭和30年頃には24戸存在していたという。その後、角谷地区に位置していた8戸全てと寺所地区より7戸、計15戸が挙家離村し、現在は寺所地区に8戸だけ在村している状況である。

挙家離村地帯についての聴取り調査の結果を要約してみると表2・2-3のようになる。これを検討してみると、先づ挙家離村のパターンに関していえば、⑩の中距離転居・転業型以外は全て近距離転居型であり、具体的には若桜町およびその周辺地区への転居といえる。しかも近距離転居・就農通い耕作型と近距離転居・通い耕作・賃労働兼業型がほとんどであることは、挙家離村による就業構造の変容の点からみれば、たしかに脱農型が増加しつつあるが、完全に脱農する意図は早急にはないことを示している。そのことは、「離村決定理由」として、「農業に便利」、「耕地管理に便利」が挙げられていることから明白である。

次に挙家離村動機を探ってみると、「生活が不便」という理由が圧倒的に多い。しかし、諸鹿部落に比較すれば、交通や生活環境などは、はるかに恵まれている。また多雪をあげているものもい

表2-2-3 離村世帯における生業形態・人口の動き・離村状況

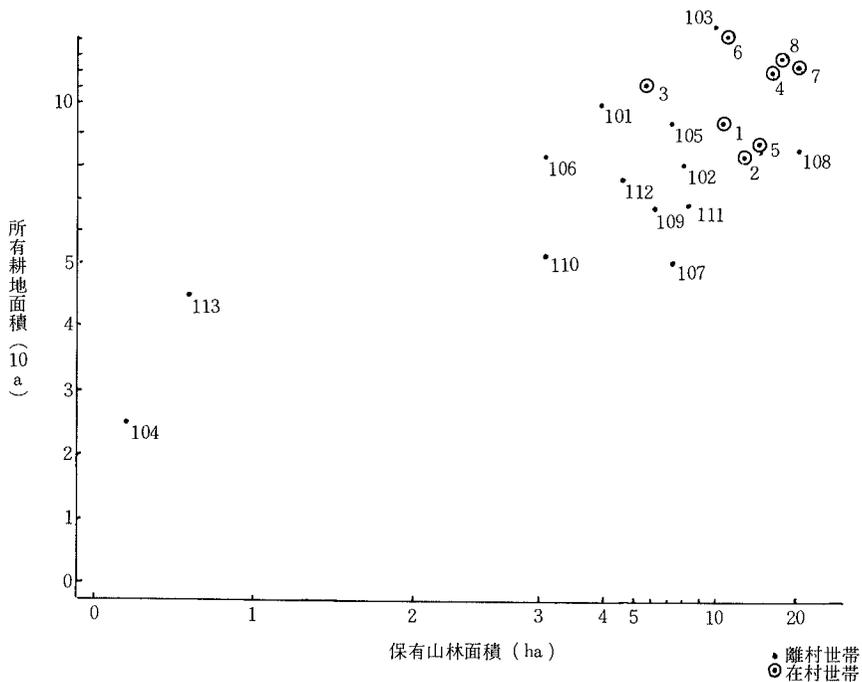
| 世帯番号 | 世帯主の年齢 | | 世帯主が過去1年主として従事した仕事 | | 挙家離村 | | 挙家離村動機 | 離村先決定理由 | 離村資金調達法 | 挙家離村型 | | | 耕 地 | | | | 山 林 経 | | 家屋処 分状況 | 後 継 者 | | | | | |
|------|---------|---------|--------------------|-------|-----------|------------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-----------------------|------------|------------------|--------|-----|-------------------|-----|-----|
| | 転出時 | 現在 | 転出時 | 現在 | 年 月 | 転出先 市町村 | | | | A | B | C | 在村時離村後 | | | | 営 面 積 | | | 他 出 通 勤 | | | 未就業 親希 の望 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 田 畑 | 樹 園 地 | 田 畑 | 樹 園 地 | 在 村 時 | 離 村 後 | | 場 所 | 予 定 | 場 所 | | 職 業 | 予 定 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101 | 才 41 | 才 49 | 国 | 鉄 | S 44.4 | 鳥取市津ノ井 | ⑥ | ③ | ③ | 反 8 | 反 2 | 反 0 | 反 0 | 反 4 | 反 4 | 売却 | | | | | | | 未 定 | | |
| 102 | 37 | 49 | 自家農業 | 自家農業 | 40 | 若桜町濃人町 | ① | ③ | ① | 6 | 2 | 11.3 | 2 | 8 | 20 | 残存 | | | 鳥取市 | | 掃 農 | | | | |
| 103 | 46 | 51 | 自家農業 | 自家農業 | 47・10 | 若桜町馬場 | ① | ③ | ① | 10.6 | 4 | 10.5 | 4 | 10 | 8 | 売却 | | | | | | | 公務員 | | |
| 104 | 48 | 51 | 日雇林業 | 営林署 | 47・7 | 若桜町馬場 | ② | ③ | ② | 2.6 | 0 | 1.9 | 0 | 0.2 | 1.5 | 残存 | 他府県 | 未 定 | | | | | | | |
| 105 | 48 | 54 | 自家農業 | 自家農業 | 46・12 | 若桜町馬場 | ① | ③ | ① | 6.9 | 2.5 | 5.3 | 1.5 | 7 | 5 | 残存 | | | 国府町 | 公務員 | 継 続 | | | | |
| 106 | 38 | 42 | 自家農業 | 営林署 | 49・8 | 若桜町内町 | ② | ③ | ② | 8.1 | 2 | 3.6 | 1 | 3 | 1.2 | 所持して出る | | | | | | | 農 業 | | |
| 107 | 37 | 39 | 建設業 | 建設業 | 49・12 | 若桜町内町 | ② | ③ | ④ | 5.1 | 0 | 3.3 | 0 | 7 | 0.2 | 残存 | | | | | | | 公務員 | | |
| 108 | 52 | 55 | 自家農業 | 自家農業 | 48・3 | 若桜町内町 | ① | ③ | ① | 8.2 | 3 | 13.7 | 3 | 20 | 2.0 | 売却 | | | 鳥取市 | 金 機 融 関 | 継 続 | | | | |
| 109 | 38 | 42 | 自家農業 | オロシ売業 | 47・12 | 若桜町西町 | ③ | ② | ③ | 5.4 | 1.5 | 5.2 | 1.5 | 6 | 1.5 | 売却 | | | | | | | サラ リ マ ン | | |
| 110 | 39 | 44 | 安楽ニッター | 製造業勤務 | 47 | 若桜町下町 | ③ | ② | ③ | 3.4 | 1.8 | 0 | 0 | 3 | 0 | 残存 | | | | | | | 〃 | | |
| 111 | 44 | 48 | 日雇林業 | サービス業 | 49・12 | 若桜町濃人町 | ② | ③ | ④ | 6.4 | 1 | 7 | 1 | 8 | 2.0 | 残存 | 鳥取市 | 掃 ら い な い | | | | | | | |
| 112 | 45 | 48 | ブローカー | 自由業 | 49・8 | 若桜町下町 | ② | ③ | ② | 7.1 | 0 | 5 | 1 | 4.65 | 10 | 売却 | | | 若桜町 | 農 協 | 継 続 | | | | |
| 113 | 41 | 45 | 日雇林業 | 営林署 | 47 | 若桜町濃人町 | ② | ③ | ④ | 4.8 | 0 | 3.5 | 0 | 0.6 | 0.6 | 所持して出る | | | | | | | サラ リ マ ン | | |

* 1. A : ①近距離転居・就業通い耕作型 ②近距離転居・通い耕作・貸労兼業型 ③近距離転居・転業型 ④中距離転居・就業通い耕作型 ⑤中距離転居・通い耕作・貸労兼業型 ⑥中距離転居転業型
 B : ①世帯主先行型 ②世代交代型 ③同時型 ④後追い型
 C : ①農業継続型 ②不安定脱農型 ③安定脱農型 ④農外不安定型 ⑤農外安定型 ⑥無業型

る。さらに「皆が出るし一軒残されても生活できない」という理由により離村しているものもある。結局、この挙家離村動機は就業変化とからんでおり、また共同体結合とも関連しているといえる。すなわち、昭和46年から49年までの挙家離村をみると、比較的大きな経営耕地面積を持ち農業志向のタイプと経営耕地面積がさほどない兼業志向のタイプと前二者の流出によりしかたなく転出するという三種類の形態に分類出来る。特に第三のタイプは、挙家離村が共同体結合を弱化せしめるという側面と、同時に共同体結合の弱화가挙家離村を増進させるという側面との相互関連性を示すものとして注目すべきものである。

さて、以上のように何故挙家離村したのかという離村者の主体的理由については要約出来るのであるが、やはり重要なのは客観的理由であろう。そこで挙家離村世帯と在村世帯の経済的基盤を比較検討してみよう。

図2・2-2 角谷部落における各戸の所有耕地および保有山林面積



上図は、保有山林面積と所有耕地面積の相関関係を示すものである。この図から明白なように、在村世帯の方が全般に耕地面積・山林面積ともに恵まれている。すなわち、在村世帯は全て経営耕地面積7反以上かつ所有山林面積が5町以上であるのに比較して、離村世帯は一般に生産構造の規模の小さい層が多い点である。それゆえに、離村世帯のうち耕地面積の少ない家は第Ⅱ種兼業ないしは脱農家であるといえる。さらに、挙家離村世帯と在村世帯の経済的基盤の相違をもたらしてい

るものに林業経営がある。たしかに林業経営はあくまでも角谷部落においては兼業ではあるが、やはり就業状況には見おとせない点である。

表2・2-4 階層別林業経営状況

| 区 分 | 項 目 | 人工林率 | 人工林樹令別比率 | | | 平均植林面積 (ha) | 下刈り率 | 林産物販売額 | | 世帯主の主業 | | |
|--------|---------|------|----------|-------|-------|-------------|------|---------|-----------|--------|-------|-----|
| | | | ～10年生 | ～30年生 | 30年生～ | | | 100万円以上 | ナシ及び5万円未満 | 林業 | 人夫・日雇 | その他 |
| 在村者平均 | | 72% | 51% | 27% | 22% | 0.45 | 24% | 50% | 25% | 38% | 12% | 50% |
| 所有山林面積 | 1 ha未満 | | | | | | | | | | | |
| | 1 ～ 9 | 60 | 33 | 57 | 10 | — | 20 | — | 100 | — | — | 100 |
| | 10 ～ 14 | 74 | 55 | 13 | 32 | 0.4 | 29 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| | 15 ～ 20 | 73 | 48 | 42 | 10 | 0.4 | 27 | 75 | — | 50 | 25 | 25 |
| 離村者平均 | | 62 | 52 | 34 | 14 | 0.28 | 31 | — | 64 | 9 | 55 | 36 |
| 所有山林面積 | 1 ha未満 | 55 | 100 | 0 | 0 | 0.2 | 41 | — | 100 | — | 100 | — |
| | 1 ～ 9 | 64 | 63 | 28 | 19 | 0.23 | 41 | — | 71 | 14 | 57 | 29 |
| | 10 ～ 14 | 50 | 40 | 50 | 10 | 0.05 | 30 | — | — | — | — | 100 |
| | 15 ～ 20 | 70 | 32 | 32 | 36 | 0.2 | 15 | — | — | — | — | 100 |

1970年 世界農林業センサス

表2・2-4により林業経営の階層別状況を検討してみる。先づ植林をした面積は在村者の方がはるかに多い。また人工林率についても在村者平均の方が10%も高く、しかも人工林の樹令構成をみれば30年生以上率については、離村者の14%に対し、在村者は22%と高い。当然、かかる格差が蓄積材積量の差異、ひいては林業収入への依存度にも反映されることになり、在村者は農産物収益以外に林業収入も可能になる。従って逆に離村世帯においては「人夫・日雇」という兼業農家の形をとるかまたは、山林を所有しながらも拡大造林出来ず農林業以外の産業への雇用労働を求める者が多いことになる。すなわち、離村世帯と在村世帯とは生産基盤が違うといえよう。同時に、このことは、山林所有規模が離村先での職業選択の範囲を規定するといつてよい。そして、ある意味では、小資本のもとに山林を資産的に保有し続けるために、賃金高騰下では自家労働力によって山林管理を行ない投下資本の節減を計らざるをえない。その結果離村先についても遠隔地を選択することが出来なくなったと見ていいであろう。そのことは、又表2・2-3にみられるごとく、山林経営面積において離村後山林経営規模を縮小化した家が多いにもかかわらず、山林所有面積を縮小化した家は少いことにもあらわれている。同時に、離村世帯の場合経営耕地も縮小している。このように、挙家離村の経済的背景には、農業の衰退、林業の縮小化といった要因が大きく横たわっている。特に主として恒常的賃労働や林業以外の自営業に従事した世帯、主として農林業に従事する世帯の中でも林業経営への取り組みが弱かった世帯が挙家離村したとみていい。しかも、挙家離村世帯は、離村後も山林を資産的に保有し粗放化した状態で経営を持続しているのが現状であり、このことが同時に表2・2-3にみられるごとく、「不安定脱農型」「農外不安定型」離村に結果として規定させてしまっ

ているといえよう。

表2・2-5 転出先別・耕地経営規模別世帯数(戸)

| 離・在村別 | | 耕地面積 | | | | | | | |
|-------------|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | 0~0.1 | 0.1~0.3 | 0.3~0.5 | 0.5~0.7 | 0.7~1.0 | 1.0~1.5 | 1.5~2.0 | 2.0以上 |
| 離 村 前 | 在村世帯 | | | | | 4 | 3 | 1 | |
| | 内町 | | 1 | | | | 2 | | |
| | 馬場 | | | 1 | | | 2 | | |
| | 若桜 | | | | 2 | 3 | 3 | | |
| | 鳥取 | | | | | 1 | 1 | | |
| | 計 | | 1 | 1 | 2 | 8 | 8 | 1 | 0 |
| 離 村 後 | 在村世帯 | | | | | | 2 | 3 | |
| | 内町 | | | 1 | | | 1 | | |
| | 馬場 | | | 1 | 1 | | 2 | | |
| | 若桜 | 1 | | 1 | 2 | 1 | 1 | | |
| | 鳥取 | 1 | | | | | | | |
| | 計 | 2 | | 3 | 3 | 4 | 6 | 3 | 0 |

聴取調査による

一方、この挙家離村が在村世帯に及ぼした影響をみると、先づ生産構造においては、表2・2-5にみられるごとく、経営耕地面積をやや拡大しており、これは離村世帯の縮小化と正の相関をなしている。しかも1.5町歩以上の経営農家が3戸も存在しており、8戸のうち5戸が1町歩以上の農業経営を行なっているといえよう。ただ在村世帯の中に、第Ⅱ種兼業農家——しかも恒常的勤務という形態の雇用兼業——が出現してきていることは注目に値する。また離村世帯はもともと労働生産性の低い不便な耕地を所有しているものが多く、それを序々に植林することによって耕地の林地化をはかっており、むしろ在村世帯の経営規模拡大にはかならずしもつながらず、在村世帯の生産・生活活動に多大の負担を与えている面もある。この在村世帯への負担の増大および彼等の中に生じつつある疎外感、さらに兼業化の進展などが住民の離村意識へ顕象化しているように思える。すなわち、離村を積極的に否定しているのは1戸にすぎず、他は消極的ではあっても肯定しているのが5戸、さらに積極的に肯定しているものは2戸も存在している。特に聴取り調査において、三世代家族の場合、後継者の居住志向として「他所へ引越したい」という意見が多かったことを考慮すると、廃村化への危険性は皆無とはいえないであろう。

〔結語〕

以上、過疎町村指定地域である若桜町の中で、過疎化のパターンの異なる二部落をその村落構造との関連において検討してみた。要約すれば、次のようになるであろう。

すなわち、村落構造を規定してきた共同体結合の強弱が過疎化のパターンを、挙家離村による過

疎と人口流出による過疎とに顕在化させてきたといえる。より具体的に言うならば、零細な生産基盤により互助意識を中心として共同体結合を強めざるをえなかった諸鹿部落においては、その内部における自壊作用のごとき内部的なプツシュ要因の出現に平地資本のがわからなされるプル要因が相乗効果を示し人口流出の激増をもたらし、一方生産基盤の相違による農民層分解による共同体結合の弱体化していた角谷部落においては、潜在的な内部的なプツシュ要因を顕在化せしめた結果が挙家離村であったといえよう。その点では、角谷部落の挙家離村はおきるべくしておきたものといえる。

また諸鹿部落の場合、「新卒直後の他出の増加 → 後継者の流出の顕在化」という変動過程は、〈家の論理〉の弱体化を示すものであり、同時に野尻重雄が指摘するごとく、〈アトツギ〉労働力の流出は、〈アトツギ〉なる特定身分の解消であり、農業を〈家業〉として継承すべきとする考え方に基礎をおく帰村志向を消滅させるものである。⁽⁹⁾その点において、諸鹿部落における廃村化への傾向は不可避的であるとみてよい。

最後に、過疎について問題になされる場合、共同体ぬきの農民が問題とされ、村落共同体そのものが受動的な存在としてしか把握されないことが多いが、やはり「過疎化に対する村落共同体の機能」を分析することが、同時に新しい村落再編を考えることにつながるのではないかと思う。

〔付記〕

この小論は、昭和52年7月におこなった調査にもとづいている。その際調査に協力して下さった角谷・諸鹿両部落の方々、若桜町町議員神田誠也氏、そして鳥取大学教育学部生石原奈津子、山根由美子、岡山美子、盛本洋子の四君に感謝したい。特に、石原・山根両君には調査の集計・図表作製まで手伝って頂いたことに謝意を表します。なお、両君は夫々、その卒業論文「過疎地区山村における構造的変化の比較考察」、「山村の封鎖性と開放性についての史的考察」に本調査をまとめている。

〔註〕

- (1) この小論は、昭和52年7月におこなった現奈良女子大助教授戸祭由美夫氏との共同調査に基づくものである。
- (2) 1970年世界農林業センサスによる。
- (3) 坂口慶治「京都市近郊山地における廃村化の機構と要因」人文地理27—6, 1975, pp 2—3
- (4) 番号は調査世帯番号を示している。なお非農林世帯については聴取り調査による。
- (5) 野尻重雄編著「農村の人口」中央公論社, pp 66—78
- (6) 米村昭二「過疎化と村落構造」岡山大学教育学部研究集録, 第30号, 1970, p 119
- (7) 諸鹿部落の系譜関係の相互認知を図表化すると次のようになる。

系譜関係の相互認知

| | | 相互認知あり | 相互認知なし | 分家・本家他出 | 分家・本家なし | 不明 |
|-----|----|--------|--------|---------|---------|-----|
| 本家筋 | 23 | 14 戸 | 1 戸 | 5 戸 | 4 戸 | 2 戸 |
| 分家筋 | 27 | | 8 | 2 | 2 | 1 |

(8) 本家・分家関係について態度をまとめると次表のごとくになる。

| | 本家 | 分家 | 計 | 比 率 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 本家をたてるべきである | 1 ^戸 | 8 ^戸 | 9 ^戸 | 24.3% |
| ふだんは気を使う必要はない | 5 | 5 | 10 | 27.0 |
| ふつうの家同士のつきあい | 8 | 8 | 16 | 43.3 |
| わずらわしいものである | 1 | | 1 | 2.7 |
| その他(世代が代わるとうすくなる) | | 1 | 1 | 2.7 |
| 合 計 | 15 | 22 | 37 | 100 |

(9) 野尻重雄, 同上

※ 本稿は調査分析という性格のため、参考文献の全てを厳密に指示することは出来なかったことをお断わりしておきたい。

